

特別養護老人ホームグレイスホーム
空調設備更新工事

入札仕様書

令和4年3月29日

社会福祉法人 友興会

入札実施要項

1 工事概要

- (1) 発注者 社会福祉法人 友興会
- (2) 工事名 特別養護老人ホームグレイスホーム 空調設備更新工事
- (3) 工事場所 特別養護老人ホームグレイスホーム
東京都足立区西新井本町4丁目13番16
- (4) 建物概要 敷地面積 1431.29 m² (公簿)
構造規模 鉄筋コンクリート造陸屋根 5階建て
延床面積 3,035.46 m² (公簿)
- (5) 事業内容 ①空調設備更新工事
②補助事業の手続き業務
令和3年度補正予算『省エネルギー投資促進支援事業費補助金』の活用予定の為、補助事業遂行のために必要な業務を、販売事業者の手続き担当として行うこと
- (6) 工期 令和4年9月～令和4年11月
- (7) 支払い条件 補助金交付時期に従って支払う

2 構成機器に関する事項

- (1) 既設空調設備の機器リストは、別紙1のとおり
- (2) 新設空調設備の機器リストは、別紙2のとおり

3 入札執行に関する事項

- (1) 入札方法 一般競争入札
- (2) 入札参加申請方法 令和4年4月15日までに、下記に従って郵送にて提出
提出場所 〒123-0845 東京都足立区西新井本町4丁目13番16
特別養護老人ホームグレイスホーム 担当：犬木
提出書類 ①入札参加申請書
※HP (<http://www.yukokai.or.jp>) より、ダウンロード
- (3) 入札の日時・場所 令和4年4月20日(水) 11:00～
特別養護老人ホームグレイスホーム 2階会議室
- (4) 問い合わせ mail: gureisuinuki@gmail.com
TEL: 03-3890-0214 担当：犬木、原

4 入札参加資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に定める要綱に該当しない者
- (2) 引き続いて1年以上その営業を行っている者
- (3) 入札日から契約日までの間、入札参加資格停止の措置を受けていない者
- (4) 入札参加業者募集の公告の日から入札を実施するまでの期間において、営業停止の行政処分等を受けていない者

- (5) 正常入札執行を妨げる等の行為を行う恐れがなく、及び行わない者
- (6) 暴力団排除措置要綱に掲げる排除措置の対象者に該当しない者

5 入札に関する事項

- (1) 各社、指定日時・指定場所において、指定書式に入札価格を記載し、厳封扱いとして提出のこと。
- (2) 入札金額は消費税を含んだ表記をすること。
- (3) 予定価格の範囲内に入札した事業者の中で、最低価格を入札した事業者を落札者とする。
(ただし、明らかな見積内容の不備が発覚した場合はその限りではない。)
- (4) 落札者のない場合は、最低額を入札したものと予定価格で随意交渉できるものとする。
(ただし、この調整協議が不調の場合は、次に予定価格に近い事業者と再度調整協議し、随意契約するものとする)
- (5) 落札額（消費税含む）を工事請負金額とする。施工時における変更に係る請負金額の調整については協議の上決定する。(ただし、軽微な変更の増減は原則として行わない)

6 工事に関する事項

- (1) 仕様
 - ・ 既存室外機を撤去し、新規室外機を設置すること。設置位置は既存と同じとする。
 - ・ 既存室内機を撤去し、新規室内機を設置すること。設置位置は既存と同じとする。
 - ・ 冷媒配管、ドレン配管、配線類は、既存設備を流用すること。
 - ・ 室外機は防振架台を設置すること。
 - ・ 既存室内機に外気取入れダクトが繋がっている場合は接続すること。
- (2) 工事一般
 - ・ 工事着手前に作業日程、作業内容、作業エリアがわかる工程表を提出し、施設の承諾を得ること。
 - ・ 工事にあたっては、他設備への影響、建物への損傷を与えないように十分配慮すること。
 - ・ 施設入所者が居ながらの工事の為、居住性の確保に十分配慮すること。
 - ・ 工事に必要な試験器具、材料、工具、消耗品等の一切は請負者の負担とする。
 - ・ 作業に必要な電気、水道は施設の業務に支障のない限り無償で提供する。
 - ・ 撤去機器については、適切に廃棄すること。冷媒については適切な回収及び処理を行うこと。産業廃棄物管理票及び工程管理表を提出すること。
 - ・ 工事に従事する作業員は、十分な経験を有するものとする。
 - ・ 請負者は現場責任者を定め、施設との窓口、安全管理、全体工程管理、その他関連する事項の処理にあたること。また、労働安全衛生規則を遵守し、労働災害の防止対策、保全対策を請負者責任で実施すること。本作業に起因する事故に対しては、請負者が責任を負うものとする。
 - ・ 調整事項については、施設と協議して取り決めること。作業中に不具合を発見した場合は、速やかに施設に報告すること。
 - ・ その他の疑義に関しては、施設と協議して取り決めること。

(3) 検査、検収

- ・ 工事終了後、施設の立会検査を実施し、総合動作を確認すること。
- ・ 立会検査に合格し、完成図書の提出をもって検収とする。

7 補助事業の手続き担当業務に関する事項

- (1) 補助事業遂行の為、必要な業務を法人担当者より引き継いで、販売事業者の手続き担当として登録すること。
- (2) 申請書類についての執行団体からの問い合わせ、修正依頼への対応等を行うこと。その他、成果報告を含む手続き担当業務の一切を行うこと。
- (3) 業務の遂行にあたっては、執行団体から発行される公募要項等を確認し、不備なく行うこと。

8 その他

- (1) 補助事業が不採択になった場合、本工事は行わないものとする。
- (2) 本仕様書に定めのない内容については、別途協議することとし、請負者はこれに応じるものとする。

以上